

役員退職手当規程

〔平成15年10月1日〕
規 程 第 5 号

改正 平成16年 1月21日規程第21号

改正 平成23年 9月30日規程第17号

改正 平成25年 3月29日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職（死亡による場合を含む。以下同じ。）時における本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第2項又は第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職時における当該異なる役職ごとの本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日から1月以内に支給するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、第6条第3項に該当する役員の退職手当の額は、同条第5項に規定する退職手当の額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、役員となった日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、これを1月として計算する。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、次条第2項又は第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなして計算される前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合に

において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日に、再び同一の役職の役員となったときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする役員となったときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の第4条第1項の規定による在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る本俸の月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。

3 国家公務員が、国の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合には、その者の国家公務員としての在職期間を第4条第1項の役員としての在職期間に通算する。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合には、退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する場合を除く。）の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、同項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の退職時における本俸の月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

(遺族の範囲等)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程による退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(退職手当の不支給)

第9条 第2条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定に基づき解任され退職した場合は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、退職の際に支給すべきであった退職手当を支給する。

3 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支給されていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の一時差止め及び返納等)

第10条 退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料されるに至ったときであつて、退職手当を支給することが、機構の信用を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるときは、退職手当を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに一時差止めを取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止めとされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止めの目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止めとされた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止めとされた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止めの後に判明した事実又は生じた事情に基づき、

退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして、当該一時差止めを取り消すことを妨げるものではない。

- 4 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(その他)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 機構設立の際、現に日本障害者雇用促進協会（以下「日障協」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員に任命されたものについては、日障協の役員であった期間を第4条第1項の在職期間とみなす。

- 2 前項の規定に該当する役員の退職手当は、機構設立の日の前日における本俸の月額に、日障協の役員としての任命の日から機構設立の日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と、退職の日における本俸の月額に機構設立の日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 第1項の規定に該当する役員のうち、平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に日障協に在職し、かつ、同日における役職と同一の役職の役員として基準日以後も引き続き在職していたものの退職手当は、前項の規定にかかわらず、基準日の前日における本俸の月額に日障協の役員としての任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額、機構設立の日の前日における本俸の月額に基準日から機構設立の日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額及び退職の日における本俸の月額に機構設立の日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

- 4 前2項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この項において「端数」という。）を生じたときはこれを1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

(役員退職手当規程の廃止)

第3条 役員退職手当規程（昭和55年規程第5号）は、廃止する。

(退職手当の額の計算に係る特例)

第4条 当分の間、退職した役員に対する退職手当の額は、第3条の規定により計算した額に100分の86.35を乗じて得た額とする。

附 則（平成１６年１月２１日規程第２１号）
（施行期日）

- 1 この改正は、平成１６年１月２１日から施行し、平成１６年１月１日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成１６年１月１日（以下「基準日」という。）に在職する役員のうち、基準日の前日に現に在職するものの同日までの在職期間に係る退職手当の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年９月３０日規程第１７号）
（施行期日）

- 第１条 この改正は、平成２３年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 第２条 施行日の前日において、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成２３年法律第２６号）附則第２条第１項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）であった者で、施行日において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員として任命されたものに対する退職手当の支給については、その者の能開機構の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなす。

附 則（平成２５年３月２９日規程第１０号）
（施行期日）

- 第１条 この改正は、平成２５年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 第２条 役員退職手当規程（平成１５年規程第５号）附則第４条の規定の適用については、同条中「１００分の８６．３５」とあるのは、平成２５年４月１日から同年９月３０日までの間においては「１００分の９５．４５」と、同年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間においては「１００分の９０．９０」とする。